

脱出及び消防設備に関する日本籍内航船等の特別規定に関する事項

改正規則

鋼船規則 N 編, S 編及び R 編

改正事項

脱出及び消防設備に関する日本籍内航船等の特別規定に関する事項

改正理由

- (1) 機関制御室及び主作業室には 2 つの脱出経路を設け, そのうちの 1 つは連続した防火シェルタとする SOLAS 条約第 II-2 章第 13.4.2 規則の改正が採択された。本規定は, 2016 年 1 月 1 日に発効され, 既に本会規則に取り入れている。

本規定に関し, 航路制限等のある船舶に対して, 連続した防火シェルタの設置について参酌できるよう船舶設備規程が改正された。

今般, 船舶設備規程との整合を図るべく, 関連規定を改めた。

- (2) 暴露甲板にコンテナを積載する船舶については, 水噴霧ランスを備える旨規定するとともに, 暴露甲板に 5 段以上のコンテナを積載する船舶については移動式水モニタを備える旨規定する SOLAS 条約第 II-2 章第 10 規則の改正が採択された。本規定は, 2016 年 1 月 1 日に発効され, 既に本会規則に取り入れている。

本規定に関し, 航路制限等のある船舶に対して, 水噴霧ランス及び移動式水モニタの備え付けについて参酌できるよう船舶消防設備規則が改正された。

今般, 船舶消防設備規則との整合を図るべく, 関連規定を改めた。

- (3) SOLAS 条約第 II-2 章第 20.6.2.2 規則においては, 自走用燃料を搭載する車両積載区域, ロールオン・ロールオフ区域及び特殊分類区域の保護要件として, 水噴霧放射器及び持運び式泡放射器の備え付けが要求されており, 既に本会規則に取り入れている。

本会においては従来, 総トン数 500 トン未満又は航路制限のある日本籍船舶に対しても同要件を適用する旨規定しているが, 船舶消防設備規則においては, 同要件が参酌される旨規定されていることから, 今般, 船舶消防設備規則との整合を図るべく, 関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 次の(a)から(d)の船舶においては、A 類機関区域内の機関制御室及び主作業室からの脱出設備として連続した防火シェルタの設置を省略できる旨規定した。
 - (a) 総トン数 500 トン未満の船舶
 - (b) 船級符号に “Coasting Service” 又は “Smooth Water Service” を付記して登録される船舶
 - (c) 国際航海に従事する専ら漁ろうに従事する船舶
 - (d) 国際航海に従事しない一般漁船
- (2) 次の(a)から(e)の船舶においては、水噴霧ランスを省略できる旨規定した。
 - (a) 総トン数 500 トン未満の船舶
 - (b) 船級符号に “Restricted Greater Coasting Service”, “Coasting Service” 又は “Smooth Water Service” を付記して登録される船舶
 - (c) 専ら漁ろうに従事する船舶
 - (d) 国際航海に従事する一般漁船
 - (e) 総トン数 1000 トン未満の国際航海に従事しない一般漁船次の(a)から(c)の船舶においては、移動式水モニタを省略できる旨規定する。
 - (a) 総トン数 300 トン未満の船舶
 - (b) 専ら漁ろうに従事する船舶
 - (c) 総トン数 500 トン未満の一般漁船
- (3) 次の(a)及び(b)の船舶においては、自走用燃料を搭載する車両積載区域、ロールオン・ロールオフ区域及び特殊分類区域への水噴霧放射器及び持運び式泡放射器の設置を省略できる旨規定した。
 - (a) 総トン数 500 トン未満の船舶
 - (b) 船級符号に “Restricted Greater Coasting Service”, “Coasting Service” 又は “Smooth Water Service” を付記して登録される船舶